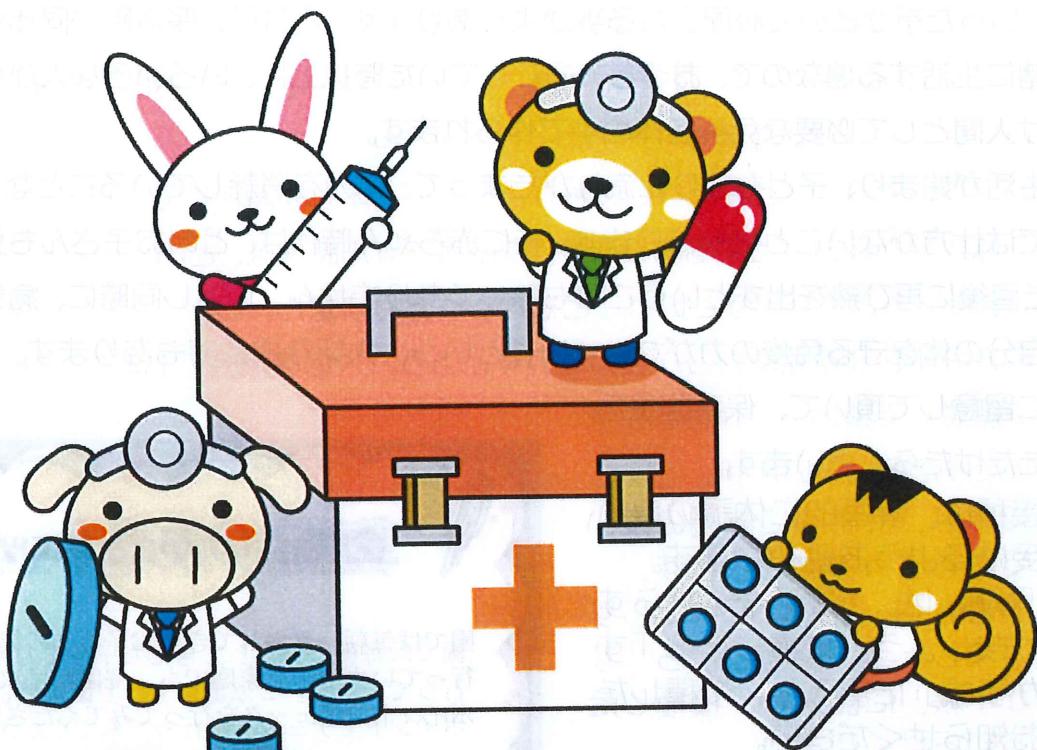


## 保存版



# ほけんのしあい

令和4年度

# 保育園登園と子どもの病気

保育園生活上の健康面を中心にお手伝いさせていただきます。

子どもは、これまでお父さんお母さんなど、決まった人の中で生活していた時は、あまり熱などを出すこともなく元気に過ごしていたのに、入園した途端に、しょっちゅう熱を出したり、鼻水が続いたり、といった事が続いて心配される事がよくあります。これは、保育園が同年代の子ども達が長時間一緒に生活する場なので、おうちで過ごしていた時以上に、いろいろな人からウイルス等の感染をうけ人間として必要な免疫を体の中で作られます。

慣れない生活が始まり、子どもなりに疲れがたまって、体力を消耗していることなどから、環境に慣れるまでは仕方がないこともあります。特に赤ちゃん時代は、どのお子さんも免疫力がないので、治った直後に再び熱を出すということも珍しくありません。しかし同時に、病気を乗り越えるたびに、自分の体を守る免疫の力がついていくという、大切な機会でもあります。

以下の事に留意して頂いて、保育園生活を送っていただけたらと思います。

① 予防接種は、計画的に体調の良い時に受けるようお勧めします。

特に「MR」は、1歳にならすぐ受けましょう。接種したら「すこやか手帳」に記入し、接種した旨をお知らせください。

② 毎朝、保育園登園前には、子どもの体調をよくみましょう。

(右図参照)保護者は一番身近で、子どものことを把握している

『主治医』です。朝の忙しい時間帯ですが、よろしくお願ひします。

③ 保育園をお休みする日は、どんな理由でも、当日の朝9:00までにコドモン又は電話でご連絡ください。

病気の場合は、症状や状態もお伝え下さい。

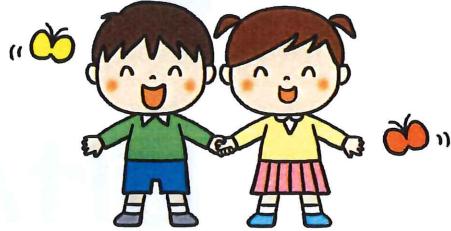
④ 37.5℃以上の発熱後、頻繁な嘔吐・下痢、ひきつけ、アナフィラキシーショック後といった体調不良後は、解熱剤等の対症療法のお薬を使用しなくても症状が出なくなつて24時間は、できるだけ自宅で経過観察をしてから登園するようにしてください。

⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する登園停止などの内容は別紙参照していただきます。

医師による登園許可書が必要な病気については、「登園許可証が必要な病気について」のページを参照ください

## 登園前の体調チェック

園では毎朝、登園してきたお子さまの健康観察を行っています。ご家庭でも、登園前は次のようなポイントでチェックを行ってみてください。



- 熱はありませんか？
- 顔色はよいですか？
- 鼻水や咳は出ていませんか？
- 湿疹、発疹はないですか？
- 食欲はありますか？
- うんちは出ましたか？
- 機嫌はよいですか？
- 「痛い」「疲れた」などの訴えはありませんか？

## ケガをした場合の対応について

子ども達にとって、生命の安全は最も大切にされなくてはなりません。子どもの生命が守られることは、どのような場合でも、最優先にされるべきです。この考えに基づいて、園長以下全職員が保育に当たっています。



子どもは成長発達の途中にあります。

バランス感覚も、身体を自分の思うようにコントロールする力も、発達の途中です。

故に集団生活で友だちと関わりをもつ中で、かみつきや引っかき等のトラブルや、滑ったり、転んだり、ぶつけたりという身体の未発達さでおこるケガもあります。

もし、ケガをしてしまった時には、看護師もしくは保育士が応急処置をします。この際、医師に診てもらった方がいいと考えられる場合は、保護者に連絡した上で受診をします。

## 長期的に病状を見守る必要がある病気について

以下の病気をもっているお子さんは、保護者と看護師とで面談を行います。また園生活を、より楽しく安全に過ごすため、主治医に連絡を取ることもあります。

対象になる病気は、以下の通りです。

- 熱性けいれん
- てんかん
- ぜんそく
- 心臓病
- 腎臓病
- アナフィラキシーショック
- その他の慢性疾患



### 〈その他〉

気になる症状があった場合は、園より保護者に連絡をして、その後の対応について相談させていただきます。

## 園でのほけん行事について

|                | 対象  | 時期                | 内容                                |
|----------------|-----|-------------------|-----------------------------------|
| 内科健診           | 全園児 | 0歳クラス～            | 嘱託医が来園されて実施します。詳しい日程が決定次第お知らせします。 |
| 歯科検診           | 全園児 | 年2回<br>(保護者会費用1回) | 医師が来園されて実施します。詳しい日程が決定次第お知らせします。  |
| 身長<br>体重<br>測定 | 全園児 | 毎月                | 毎月中旬頃                             |
| 健康教育           | 全園児 | 年10回<br>(他 適宜)    | 中旬頃                               |

☆毎日の登園時に気をつけて頂きたいこと…

爪が伸びていると、友達をひっかいてしまったり、欠けてしまったり、搔いてしまったり…とケガの原因になります。また爪は、汚れがたまり不潔になりやすい所にも関わらず、指しやぶりや爪を噛むクセがある子も多く、汚れたままにしておくと、ばい菌を直接取り込んでしまいます。最低、週に1度は指さきのチェックを行うようにしましょう。



ちなみに、0才児の親指の爪は0.1~0.2mm程度と言われています。これは、カミソリ位の薄さに相当するんですよ！

爪は横一文字に切ってしまうのではなく、まずは爪の両端から切って、最後に中心部を少しずつ切っていきましょう。最初に中心部から切ってしまうと両端に尖った部分が残ってしまい、顔や体を指でこすったときに、ひっかき傷になる危険性があります。尖った部分が残らないように丸く切ったり、やすりで滑らかにしてあげてくださいね。深爪を避けるためにも、爪の白い部分が0.5~1mmくらいは残るように切ってあげましょう。



# 保育園で《薬》を預かることについて

薬は基本的にはお預かりすることができません。

保育園にいる間に薬を服用しなければならないような体調のときは、本来であればおうちで保護者の方が様子を見ていただいたほうがよい体調ということになります。咳や鼻水の薬(風邪の時に処方される薬)や、下痢に対処する薬(整腸剤など)は保育園ではお預かりできませんので、お子さんが受診する際には、保育園に通園していること、保育園では原則的に薬があずかれないことをお伝えいただき、お子さんが登園しても大丈夫な状態かどうかも含めてご確認ください。



1. お預かりできる薬は必ず医師が処方したもので、保育園医部会に申請した薬品で、以下の物となります。

- ① 慢性疾患(小児ぜんそく・てんかん・糖尿病・アレルギー・心疾患など)で日常生活を送る上で、決まった時間に与薬が必要な薬
- ② 熱性けいれんを予防するための薬
- ③ 食物アレルギー発作時の頓服薬(内服やエピペン等)

※ 主治医から処方されている方は、保育初日には持参してください。園で保管いたしますので、ご自宅用とは別に処方してもらってください。また、処方が変更になった場合、速やかに園にもご持参下さい。

※ いずれの場合も、あらかじめ保育園の看護師もしくは園職員に、必ずお知らせください(与薬依頼時に持参いただくものをお知らせいたします)。

※ それ以外に処方される薬(痰を出しやすくする薬や整腸剤など)は、前述いたしましたように保護者が与薬出来る時間での処方に変更してもらえるように主治医に依頼してください。

※ ほかに薬のことでご相談がある場合は、看護師にご相談ください。

## 2. 薬の持参方法

慢性的な病気で薬の必要なお子様だけです。

- ① 申請用紙の記入が必要です。薬局で出される“薬の説明書(薬手帳のコピーでも可)”を必ず添付してください。
- ② 薬は必ず1回分に分け、当日分のみをご用意ください。特にシロップは、カラの容器に、1回分を正確に移し替えてお持ちください。
- ③ 薬の入っている容器には、園児名薬名と飲ませる日の日付を必ず記入してください。
- ④ 登園時、必ず職員に薬がある旨を伝え、薬は手渡してください

粉薬はくすりの包み紙に



シロップはボトルに



## 登園許可書が必要な病気について

学校保健法に基づいて、以下の病気は主治医の登園許可が下りるまで、お休みしていただくことになります。病気後、最初の登園日には、主治医の登園許可書をお持ち下さい。

### 《学校保健法により登園許可証が必要な疾患》

| 感染症名                       | 感染しやすい期間                                      | 登園の目安   |
|----------------------------|---|---|
| 麻しん(はしか)                   | 発症 1日前から発しん出現後の 4日後まで                         | 解熱後 3 日を経過してから  |
| インフルエンザ                    | 症状がある期間(発症前 24 時間～発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)       | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで                             |
| 風しん                        | 発しん出現の前 7 日～後 7 日間くらい                         | 発しんが消失してから  |
| 水痘<br>(水ほうそう)              | 発しん出現 1～2 日前から、痂皮形成まで                         | すべての発しんが痂皮化してから   |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)        | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                           | 耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで                |
| 結核                         | 結核菌を吸い込むことで感染する                               | 感染のおそれがなくなってから  |
| アデノウイルス感染症<br>(咽頭結膜熱・ブルー熱) | 急性期の最初の数日(咽頭から 2 週間、便から数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 発熱、のどの赤み、目の充血が消失してから 2 日を経過するまで                               |
| 流行性角結膜炎                    | 充血、目やに等の症状が出現した数日間                            | 感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから                                     |
| 百日咳                        | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで                  | 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。                         |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など)      |   | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから |
| 急性出血性結膜炎                   |   | 感染のおそれがとなってから   |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                   |   | 病状により学校医等において感染の恐れがないと認められるまで                                 |
| 溶連菌感染症                     | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間                       | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること                                       |
| 新型コロナウイルス感染症               |   | 感染のおそれがとなってから   |

## 《当園独自の取決めにより感染症届が必要な疾患》

| 感染症名                       | 感染しやすい期間   | 登園の目安  |
|----------------------------|--|--|
| ヘルパンギーナ                    | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                   |
| 帯状疱疹                       | 水疱を形成している間                                       | すべての発しが痂皮化してから                                   |
| 感染性胃腸炎<br>(ロタ・ノロ・アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること                        |
| RSウイルス感染症                  | 呼吸器症状のある間  | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                              |
| ヘルペス性口内炎<br>(単純ヘルペス感染症)    | 水疱を形成している間                                       | 発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること(歯肉口内炎のみであればマスク着用で登園可能) |
| 伝染性膿瘍疹<br>(とびひ)            | 効果的治療開始後24時間まで                                   | 皮膚が乾燥しているか、温潤部位が被覆できる程度のものであること                  |
| マイコプラスマ感染症                 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                            | 発熱や激しい咳が治まっていること                                 |

### 予防接種について

- 予防接種はお子さんを病気から守ります。計画的に受けましょう。
- 予防接種を受けた場合は園にお知らせください。
- 予防接種接種後は出来るだけ保護者がお子様の体調を見られるような時間で接種をご協力をお願いいたします。

### 嘱託医の紹介

小田さくら保育園 嘴託医

〈園 医〉 河 野 医 師

川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8F  
ナビタスクリニック川崎

〈歯科医〉 望 月 医 師

川崎市川崎区小田1丁目9-3  
望月歯科医院

## アレルギー除去食について

食物によるアレルギーのため食事制限が必要なお子さんに対しては、主治医の指示・指導のもと対応します。

### 1. 主治医の指示のもと

除去食を始める前に、主治医からの検査結果票と指示書を提出していただきます。また必要であれば保育園での集団生活や、緊急時の対応、与薬について主治医から指導を受けます。

### 2. 保育園と家庭との連携を密に

定期的に保護者の意向を伺いながら、保育園の食事計画や献立について話し合いを行います。また、家庭での食事状況についてもお聞かせください。

今年度は毎月20日以降に、翌月の献立について、保護者・保育士・栄養士・看護師で面談します。保護者の方には、毎月面談にお越しいただくことになります。約5~10分で終了します。なお、面談日時は当月25日前後頃、ご連絡します。

### 3. 除去食を食べる子どもの気持ちを理解した献立を

献立は通常メニューから、栄養価・味・感触となるよう工夫しています。友だちと食べる給食が、楽しい時間になるよう考えていきます。

(誤食を避けるため仕上がりの見た目を変えて提供します)

### 4. 除去食解除のときは…

これまで、除去対応していた食物が、医師の指示のもと、検査をしたり、負荷試験を実施したりした結果、自宅で普通に食べられるようになり(食べてもアレルギー症状が誘発されない状態になった)、園でも除去対応する必要がない、という診断があった場合、園での食物除去は解除となります。その際には、保護者の方が、『除去解徐届』を記載し、園に提出してください。ただし、除去対応していた食物が原因でアナフィラキシーショックを起こした既往がある場合には、主治医に『生活管理指導表』に解除の根拠等を記載してもらい、さらに、『除去解徐届』を添付してください。



## 新型コロナウイルス感染症について

### 【お願いしたいこと】

- ① 登園前にお子さんの体温を計測し、発熱や咳、鼻水、ぜいぜいする等の風邪症状と呼吸器症状等（以下、「風邪様症状」）がある場合は登園を控え、ご自宅で様子をみてください。
- ※検温表に朝の体温をご記入いただき、登園時に早番の職員もしくはクラス担任に手渡しでご提出ください。（らいおん・きりん・ぱんだ・うさぎ・りす・ひよこ・うみがめ組）
- ※発熱等でお休みの連絡を保育園にする場合は、詳しくご連絡をお願い致します。
- （いつから発熱したのか、お出かけをしたか、受診する病院… 等）
- ※「ホクナリンテープ」を使用している方はお子さんのいつもの状態と比べて異常がないかご確認をお願いします。
- ② 同居のご家族に風邪様症状がある場合も、なるべくお子様はご自宅で様子をみていただけるようご協力をお願いします。
- ③ 送迎者（ご家族以外の方も）は、基本的には発熱等の症状の無い方でお願い致します。お迎えの方が具合が悪い場合は、園にご相談ください。
- ④ 解熱後の登園は、園とご相談ください。解熱後 24 時間以上が経過し、発熱や呼吸器症状が改善するまでは、登園をお控えください。
- ⑤ お子様や、ご家族様が PCR 検査や濃厚接触者等の対象者になった場合は、その時点で園にご連絡ください。
- ⑥ お仕事がお休みの方でご家庭で保育できる場合は、お休みのご協力をお願いいいたします。早目のお迎えをいていただいてもよいかと思います。
- ⑦ ご家庭でも、手洗い、うがい、水分補給の励行をよろしくお願いします。
- ⑧ 体調がお子様に限らず、発熱や咳など比較的軽い風邪様症状が 2 日以上続く場合も、川崎市内在住の方は、発熱外来に電話相談をしたのちに受診をしてください。

（川崎市の相談窓口は令和 2 年 1 月 2 日から一部変更になっております。）

### 【園で行っている新型コロナウイルス感染予防対策】

- ① 毎朝、検温票の提出
- ② 手洗い、うがいの徹底
- ③ 登降園打刻付近に手指消毒剤の設置
- ④ 登園時の足拭きと手洗いの徹底
- ⑤ 登降園の出入口の変更（入室制限）（現行）で各テラスでの受け入れ
- ⑥ 床・机・取手等の消毒
- ⑦ 園児と職員が同室で食事をしない
- ⑧ 紅茶（インフルエンザ予防対策）を食後に飲む
- ⑨ 室内の随時換気
- ⑩ テーブルを増設し 3 人座りで一定方向。

※次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコールを適切につかっております。

※環境設備等はエアコンフィルター・床・窓ガラス等の清掃

※職員の食事は密にならないことと、ガードを使い、会話は最小限にしてマスクができるだけつけるようにし、ロッカーチームも密にならないように気を配りながら使用。



